## 外国弁護士資格者の雇用の届出に関する規程

## (平成七年五月二十六日会規第三十七号)

改正 平成一三年一〇月三一日

同 二〇年一二月 五.

同 二六年一二月 五.日

令 和 三年 六月一一日

(目的)

第一条 国法事務弁護士、 この規程は、 外国法事務弁護士法人、弁護士・外 弁護士、弁護士法人、特別会員: 外 1 -

及び準会員 国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。) (以下「弁護士等」という。) が、外国弁護

士による法律事務の取扱い等に関する法律 年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁 (昭和六十

護士となる資格を有する者(弁護士、 特別会員、 外国

法事務弁護士及び準会員を除く。 :者」という。) を雇用する場合の届出に関し、 以 下 「外国弁護士資 必要な

事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 弁護士等は、外国弁護士資格者を雇用したときは

> 速やかに、 次に掲げる事項を本会に届け出なければなら

ない。

自己の氏名 (職務上の氏名を使用している者につい

ては、 職務上の氏名をいう。)又は名称

二 弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は共同 法 人が

雇用した場合にあっては、 雇用に係る事務所

雇用に係る外国弁護士資格者の氏名、 生年月日、 玉

日

籍

国内の住所、

資格取得国の国名及び資格取得年月

兀 雇用した年月日

(届出事項の変更)

第三条 前条の規定による届出をした弁護士等は、 らない。 やかに、当該変更に係る事項を本会に届け出なければな 二号又は第三号に掲げる事項に変更が生じたときは、 前条第

(雇用終了の届出)

第四条 その旨及びその年月日を本会に届け出なければならな 弁護士資格者の雇用関係が終了したときは、 第二条の規定による届出をした弁護士等は、 速やかに、

2 第二条の規定による届出をした弁護士等が前項の 規定

による届出をせずその身分を失ったときは、 前項に規定

する届出があったものとみなす。

(通知

第五条 本会は、前三条の規定による届出があったときは

通 知しなければならない。 当該弁護士等の所属弁護士会に対し、

届出に係る事項を

附 則

1 本規程は、 平成八年一月一日から施行する。

2 本規程の施行日において、 外国弁護士資格者を雇用し

ている弁護士等は、施行日より二ケ月以内に、 第二条

0 届出をしなければならない。

附 則 (平成一三年一〇月三一日会規第四九号

弁護士法人制度創設に係る弁護士法改正に

伴う外国特別会員関係会規整備に関する規

第一条、 第二条改正

この規程は、 則 (平成二〇年一二月五日会規第九二号 平成十四年四月一日から施行する。

附

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する

規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の

備に関 する規程 第二条改正) 抄

1

の規程は、

成立の日から起算して二年を超えない

範

- 3 -

囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二

年一二月一日から施行

附 則 (平成二六年一二月五日会規第一〇一 号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国

弁護士による法律事務の取扱いに関する特

別措置法の 部改正に伴う会規 (外国特別

会員関係) の整備に関する規程 題名、 第

条、 第二条、 第三条、 第四条、 第五条改

正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い

に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六

年法律第二十九号) の施行の日から施行する。 (後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月

日から施行

附 則 (令和三年六月一一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同 法人制度 創

設に係る外国弁護士による法律事務の 取扱

いに関する特別措置法の 部改正に伴う会

規 (外国特別会員関係) 0 整備に関する規

程 第一 条、 第二条改正

(令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日か三号) 第二条の規定の施行の日から施行する。 この規程は、外国弁護士による法律 (令和二年法律第三十この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関す

ら施行)(令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日か